

入札説明書・同添付資料 訂正表

質問回答

回答No	訂正前	訂正後	備考
58	<p>現在確認済の有害物質は、次のとおりであるが、その撤去はPFI事業の対象外である。</p> <p>会計検査院：別館1階自家発電機室の天井・梁・壁等にアスベスト吹付が残っている。</p> <p>文部科学省：分館（旧国立教育会館）地階に特定フロンが約685kg（内約440kg使用中）が存在する。</p>	<p>現在確認済の有害物質は、次のとおりであるが、その撤去はPFI事業の対象外である。</p> <p>文部科学省：分館（旧国立教育会館）地階に特定フロンが約685kg（内約440kg使用中）が存在する。</p>	
129	<p>担保権の設定については回答 No.128 に同じ。また、賃借権については、敷地利用権として登記は考えていない。</p>	<p>担保権の設定については回答 No.128 に同じ。また、賃借権については、国有財産有償貸付契約締結後に事業者の費用負担で登記を行うこととなり、民間収益施設の区分所有権との一体化の登録手続きについては、建物完成後、施行者が行うこととなる。</p>	
700	<p>第86条は、事業者の帰責事由による責任を規定したものである。</p>	<p>国の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、第三者による損害賠償請求を妨げない。</p>	
786	<p>事業者は、資料1 事業契約書第81項第4項に基づき民間収益施設の維持管理運営を継続しなければならない。なお、不可抗力によって本契約を履行できない期間については、第95条第1項によりその履行義務は免れる。</p>	<p>事業者は、資料1 事業契約書第81項第4項に基づき民間収益施設の維持管理運営を継続しなければならない。なお、不可抗力によって資料1 事業契約書の契約内容を履行できない期間については、第95条第1項によりその履行義務は免れる。</p>	
978	<p>実施方針のリスク分担表において、No.9「施設の引渡し前に国の提示条件により第三者への損害を与えた場合の賠償責任」No.23「上記以外の不可抗力リスク」、No.43「第三者による施設の損傷」については、保険等または同等の措置を超えるものは国が負担するとしていたが、検討の結果No.9については資料1 事業契約書第37条及び第42条による。保険の限度額は事業者の判断にて設定する。</p> <p>No.23「上記以外の不可抗力リスク」については、施設引渡前はNo.9の回答と同じ。No.43「第三者による施設の損傷」に係る修繕については、本件事業に含まれない。なお、資料2の38ページを参照のこと。</p>	<p>実施方針のリスク分担表において、No.9「施設の引渡し前に国の提示条件により第三者への損害を与えた場合の賠償責任」No.23「上記以外の不可抗力リスク」、No.43「第三者による施設の損傷」については、保険等または同等の措置を超えるものは国が負担するとしていたが、検討の結果No.9については資料1 事業契約書第37条及び第42条による。保険の限度額は事業者の判断にて設定する。</p> <p>No.23「上記以外の不可抗力リスク」については、施設引渡前は資料1 事業契約書第37条及び第42条の他契約書中不可抗力に関する規定による。No.43「第三者による施設の損傷」に係る修繕については、本件事業に含まれない。なお、資料2の38ページを参照のこと。</p>	

## 入札説明書・同添付資料 訂正表

### 質問回答

回答No	訂正前	訂正後	備考
998	第26条第1項は、本件施設費等の変更を伴わない範囲における実施設計図書等の変更であり、費用の発生はないものと理解されたい。なお、この規定を超えた設計変更が生じた場合は、第48条3項が適用される。	第26条第1項は、本件施設費等の変更を伴わない範囲における実施設計図書等の変更であり、費用の発生はないものと理解されたい。なお、この規定を超えた設計変更が生じた場合は、第23条2項、3項及び24条1項が適用される。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
	第10条第2項	前項の基本計画図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところに従い、事業者又は国及び事業者の共有に帰属するものとする。	前項の基本計画図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。	
	第10条第3項	国は、当該基本計画図書等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるものとし、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使しないものとする。 一 成果物又は本件施設の内容を公表すること。 二 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、国及び国の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。 三 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。 四 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。	事業者は、国が当該基本計画図書等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（国を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。 一 成果物又は本件施設の内容を公表すること。 二 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、国及び国の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。 三 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。 四 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。	
	第10条第4項	事業者は、第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。但し、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。 一 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること 二 第1項に掲げるもの及び本件施設の内容を公表すること。 三 本件施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。	
	第10条第5項	事業者は、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。但し、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。 一 第1項に掲げるもの及び本件施設の内容を公表すること。 二 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。	（削除）	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
18	第48条	国は、本件施設費等を、別紙[ ]（入札価格の算定及び対価の支払方法）に従い、事業者の国に対する請求書が国により適法に受理された日から30日以内に、平成20年4月30日までに第1回とし、その後毎年10月31日及び4月30日までに年2回ずつ29回払いで、事業者に対して支払わなければならない。なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその前日までに支払うものとする。	国は、本件施設費等を、別紙[ ]（入札価格の算定及び対価の支払方法）に従い、平成20年3月31日まで分を第1回とし、その後毎年9月30日及び3月31日まで分を事業者の国に対する請求書が国により適法に受理された日から30日以内かつ毎年4月30日及び10月31日までに年2回ずつ29回払いで、事業者に対して支払わなければならない。なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその前日までに支払うものとする。	
	第84条第4項	（新たに追加）	事業者は、国有財産有償貸付契約が終了したときは、速やかに民間収益施設に関する第三者との建物賃貸借契約を終了させ、全ての入居者を退去させなければならない。この場合において、退去に要する費用（合理的な範囲の入居者への補償も含む。）は全て事業者の負担とする。	
	第89条	国は、事業者との間で、民間収益施設に関して売買の一方の予約をすることとし、次の各号に掲げる場合には、民間収益施設を、時価又は簿価のいずれか低い額をもって、所有者から買い取ることができる。	国は、事業者との間で、民間収益施設に関して売買の一方の予約をすることとし、次の各号に掲げる場合には、民間収益施設を、時価にて所有者から買い取ることができる。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 5 - 4 諸室毎の要求基準・入居官署共用部分

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
32	室名 守衛室 (文部科学省) 備考	流し台ユニットバス付き、警備員10名程度(休憩中)	(削除)	
33	室名 警備員控 室 備考	流し台付き	流し台ユニットバス付き、警備員10名程度(休憩中)	

## 入札説明書・同添付資料 訂正表

### 資料 5 市街地再開発事業

頁	章・節	訂正前		訂正後		備考
16	別紙 4 提出書類一覧 力.施設整備に関する提出書類 図面	設備計算書等一式	全体共用部分及び民間権利者施設・PFI事業者保留床にかかる部分	設備計算書等一式	全体共用部分及び民間権利者施設・PFI事業者保留床にかかる部分	
		パース・スケッチ一式	国と共通	設計費・工事監理費・工事費内訳書	全体共用部分及び民間権利者施設・PFI事業者保留床にかかる部分	
				パース・スケッチ一式	国と共通	
20	別添 4 建物所有・管理区分の基本的な考え方 (概念図)			(差し替え。国土交通省のホームページから入手して下さい。)		

## 入札説明書・同添付資料 訂正表

### 資料 7 PFI 事業の付帯事業（民間収益施設）

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
	3 国有財産有償貸付契約期間終了後の措置	取得にあたって、事業者は国に対して、民間収益施設を簿価又は時価のいずれか低い額で譲渡し、借地権を無償で譲渡等する。	取得にあたって、事業者は国に対して、民間収益施設を時価で譲渡し、借地権を無償で譲渡等する。	

## 入札説明書・同添付資料 訂正表

### 資料 11 保険等の取り扱いについて

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
	1 建設工事保険等	2 建設工事保険 被保険者：支出負担行為担当官国土交通省官庁営繕部長 保険の対象：本件施設（中央合同庁舎第7号館）の建設工事 保険期間：建設工事着工日を始期とし、 <u>工事完成後14日</u> を終期とする 保険金額：本件工事費 補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害	2 建設工事保険 被保険者：支出負担行為担当官国土交通省官庁営繕部長 保険の対象：本件施設（中央合同庁舎第7号館）の建設工事 保険期間：建設工事着工日を始期とし、 <u>引渡し日</u> を終期とする 保険金額：本件工事費 補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害	



入札説明書・同添付資料 訂正表

旧文部省庁舎耐震診断及び耐震改修計画（本編）

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
82	5.4.3 基礎構造の改修方針案 (2)新設耐震スラブの設計方針 大地震時の検討	1) 桜田通り側における大地震動時のスラブ面内応力の算定 a) 上部構造における算定の条件 (略) b) 基礎直上階の水平せん断力 全体Qun <u>14444 t</u> 桜田通り側Qun    0.72 <u>10423 t</u> c) 基礎部分等の水平力 (略) d) スラブ設計用せん断力 <u>10912t</u> 2) 桜田通り側における大地震動時のスラブの面内せん断力に対する検定 (略) Q <sub>0</sub> <u>10912 t</u> (略)	1) 桜田通り側における大地震動時のスラブ面内応力の算定 a) 上部構造における算定の条件 (略) b) 基礎直上階の水平せん断力 全体Qun <u>13001 t</u> 桜田通り側Qun    0.72 <u>9382 t</u> c) 基礎部分等の水平力 (略) d) スラブ設計用せん断力 <u>9870 t</u> 2) 桜田通り側における大地震動時のスラブの面内せん断力に対する検定 (略) Q <sub>0</sub> <u>9870 t</u> (略)	